

北海道三笠高等学校における部活動の在り方に関する方針

令和4年4月

方針策定の趣旨等

- 平成30年3月、スポーツ庁では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)を策定し、学校設置者は、国のガイドラインに則った方針を策定することが求められている。
- 文化部活動に関しても、運営体制の整備や適切な休養日等の設定など、当面、国のガイドラインに準じた取扱いをすることとされている。
- 三笠市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び学校は、国のガイドラインに則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、地域、学校、競技種目、専門部等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すこととする。なお、高等学校については、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点を考慮する。
- 上記を踏まえ、教育委員会では、国のガイドラインに則り、広域性や気候など北海道の特色及び学校の部活動の実態などを考慮し、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「三笠市立学校における部活動の在り方に関する方針」(以下「本方針」という。)を策定する。
- なお、学校での音楽やダンスなど同好会等の活動が、学校の管理下で顧問(責任者)の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。

1 部活動の教育的意義

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- (2) 学校教育の一環として行われる部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場である。

2 配慮すべき事項

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や練習時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。

また、教師が、部活動指導に過度の負担を感じることなく、学校教育の質を高められる環境を構築するため、部活動が合理的でかつ効率的・効果的に行われるよう配慮する。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 教育委員会は、国のガイドラインに則り、本方針を策定する。

イ 校長は、教育委員会が策定する本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

- ウ 校長は、上記イの「活動方針」を学校経営計画等に掲載することにより公表する。
- エ 校長は、校内に相談・要望の窓口を設置する。
- オ 校長は、各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)に対し、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)の作成・提出を求める。
- カ 校長は、部活動顧問に対し、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するよう指導するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得るよう指導する。
- キ 校長は、上記オの各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ウ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議等)を定期的に設ける。
- エ 教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないことの徹底、また、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための取り組みを行う。
- オ 教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「三笠市立学校における働き方改革アクション・プラン」(平成31年4月・令和2年3月改訂)を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 運動部活動の適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 校長は、運動部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。
 - (ア) スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
 - (イ) 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
 - (ウ) 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、

生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

(エ) 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

(オ) 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動の適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、文化部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

(ア) 生徒の技能の向上や、生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

(イ) 生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

5 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学習、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 平日においては毎週1日以上は、休養日を実施する(年間52日以上)。また、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施する(年間52日以上)。ただし、部活動の事情により、実施が困難な場合は、平日に振り替えて休養日を設定する。

イ 学校閉庁日は部活動休養日とする(夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日)。

ウ 大会やコンクール等で、やむを得ず休養日に活動を行う場合は、代替の休養日を実施する。

エ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

オ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿、研修を行う場合を除き、3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

カ 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、こまめな休息と十分な水分補給に配慮する。

キ 高等学校においても、休養日及び活動時間は上記の基準を原則とする。ただし、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることや部活動の取り組みが就職や進学に密接に関わる点に留意し、休養日や活動時間を弾力的に設定することも可とする。

ク 本道の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は上記の基準を原則とする。ただし、冬季間に大会が集中する等により、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある

程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特例的な取扱いも可とする。
ケ 校長は、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設ける。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

ア 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

イ 教育委員会及び校長は、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合、合同部活動の取組を検討する。その際、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断する。なお、合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、学習、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

(2) 地域との連携等

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実の観点から、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による環境整備を進める。

イ 教育委員会は、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 教育委員会は、学校の部活動が週末等に開催される様々な大会、試合、コンクール等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、必要に応じて大会等の統廃合等を主催者や競技団体等に要請する。

(2) 校長は、本方針の「5 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に実施されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会、試合、コンクール等を精査する。

8 部活動の指導の充実に向けて

(1) 部活動の充実に向けた取組

教育委員会は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

(2) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

ア 指導の目的等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。

イ 指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

ウ 生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人

間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

(3) 家庭との連携を図る取組

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

9 補足

本方針は、学校の実施状況などを踏まえ、必要に応じて、内容の見直しを行う。